

神石郡神石高原町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月五日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第十九号

神石郡神石高原町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

神石郡神石高原町の管理職員等の範囲を定める規則（平成十七年広島県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会事務局の項中「教育次長」を「教育次長 理事」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。